

インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(1)

JICAインドネシア長期派遣専門家

西尾 信員

1 はじめに

インドネシアでは、平成27年(2015年)12月から令和3年(2021年)9月までの間、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」(以下「前プロジェクト」という。)が実施されたが、同年10月からは令和7年(2025年)9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」(以下「現プロジェクト」といい、前プロジェクトと併せて「当プロジェクト」という。)が開始した¹。

当プロジェクトのうち最高裁判所をカウンターパートとする案件(以下「最高裁案件」という。)では、専ら知財を担当する裁判官の能力を向上させることを目標として、知財に関する研修や執務参考資料の作成を行ってきた²。

最高裁案件では、前プロジェクトにおいて、知財全般に関する判決集第1集が作成され、平成30年(2018年)11月に200冊を発行するに至った。これは、インドネシアにおいて、未だ知財事件の判例の蓄積が不十分であり、裁判官が執務の参考となる判例を検索することが困難な状況にあったこと³等から、インドネシアの裁判官が参考にすべき同国の重要判決8件を掲載するとともに、同国における判例の蓄積が乏しい論点に関する日本の重要判決9件も掲載したものである⁴。さらに、前プロジェクトでは、引き続き商標に関する判決集第2集の作成活動が進められ、現プロジェクトの開始後である令和4年(2022年)3月に完成し、400冊を発行するに至った。

本稿は、判決集第2集の概要について紹介することを目的とするものであり、次号において、判決集第2集に登載されたインドネシアの判決の要約を紹介する予定である。

2 判決集第2集作成の背景

インドネシアは、1995年の設立当初からWTOに加盟し、WTO協定の付属書で

¹ 当プロジェクトの概要は、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」(ICD NEWS第67号・2016年6月号)及び西尾信員「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」(ICD NEWS第89号・2021年12月号)を参照。

² 前プロジェクトでは、最高裁案件担当の専門家として、裁判官出身の間明宏充専門家、石神有吾専門家及び細井直彰専門家の3名が順次派遣され、現プロジェクトの開始に伴い、小職が派遣された。

³ 最高裁の判決ウェブサイト(Direktori Putusan)(<https://putusan3.mahkamahagung.go.id/>)からは、現在では2006年以降の全ての最高裁判決及び下級審判決が検索でき、それ以前の判決も順次公開作業を進めており、「Merek Terkenal(周知商標)」等のキーワード検索もできるようになったとのことである(ただし実際には判決原文を入手できない下級審判決があるし、キーワードの「AND/OR検索」もできない)。また、少なくとも1980年頃以降、最高裁判例集(Yurisprudensi)が作成されているが、判例の掲載数は民事・刑事合わせて10件程度(知財判例の掲載数は乏しい)である上、2019年以降は未だ作成されておらず、同ウェブサイトには2018年分のみ掲載されているようである。

⁴ 判決集第1集の作成の背景及びその概要は、石神有吾「インドネシアにおける知財判例集の作成について」(ICD NEWS第74号・2018年3月号)を参照。

ある TRIPS 協定に基づき、商標に関する法律 2001 年第 15 号（以下「旧商標法」という。）⁵を制定し、さらに改正法として商標及び地理的表示に関する法律 2016 年第 20 号（以下「商標法」という。）⁶を制定した。また、雇用創出に関する法律 2020 年第 11 号（通称オムニバス法）により、商標法の一部（20 条及び 23 条）を改正した。

インドネシアでは、最高裁の下に、通常裁判所系列、宗教裁判所系列、軍事裁判所系列、行政裁判所系列という 4 系列の下級裁判所が設置されており、それぞれに第一審裁判所及び第二審裁判所が設置されている。そして、特定の知的財産権（商標、意匠、著作権、特許等）に関する民事事件（商標権侵害訴訟等）や行政事件（商標審判委員会の審判請求拒絶審決に対する異議訴訟、商標登録取消訴訟、商標登録抹消訴訟等⁷）は、通常裁判所系列の第一審である地方裁判所のうちの 5 か所（中央ジャカルタ地裁⁸、スラバヤ地裁、スマラン地裁、メダン地裁及びマカッサル地裁）に設置された商事裁判所（商事特別法廷）に提訴することとされ、商事裁判所の判決に対する不服申立ては、高等裁判所に対する控訴ではなく、最高裁に対する上告によって行うものとされている⁹。

インドネシアにおける 2018 年から 2022 年までの知財事件の新受件数は、別紙 1 「知財事件の新受件数」記載のとおりであり¹⁰、商標事件が最も多く¹¹、中でも周知商標と類似する商標登録の取消し等を求める商標登録取消訴訟¹²が多いが、商標の類否、商標の周知性、悪意の有無といった重要な論点の判断に当たって参考となる資料も十分であるとはいえず、適切な判断ができていない事例も散見されていた。

そこで、当プロジェクトでは、インドネシアの裁判官がこれらの重要論点の判断に当たって参考にするための資料として、判決集第 2 集を作成することとした。

3 判決集第 2 集の概要

判決集第 2 集には、日本の判決 14 件、インドネシアの判決 10 件が掲載されている。判決集第 1 集では、インドネシアの判決を先に掲載していたが、インドネシア側から、日本の判決は、法律上の論点の判断内容が充実しているのみならず、起案の論理構成が整理されており、インドネシアの判決の参考にしたいとの意見があったため、日本の判決を先に掲載することにした。

⁵ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/indonesia-shouhyou.pdf> を参照。

⁶ https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syoku/attach/pdf/index-11.pdf を参照。

⁷ 法務人権大臣による職権に基づく商標登録の抹消決定に対する不服申立ては、行政裁判所に対する提訴によって行うものとされている（商標法 73 条 1 項、72 条 6 項、7 項）。

⁸ 当事者のいずれかがインドネシア国外に住所を有する場合は、中央ジャカルタ地裁商事裁判所が管轄権を有する（商標法 85 条 2 項等）。

⁹ 知的財産権に関する刑事事件や営業秘密等に関する民事事件は、原則どおり全国の通常裁判所系列の地裁が第一審、高裁が第二審、最高裁が最終審となる。

¹⁰ インドネシアでも、最高裁は法律審であり、上告理由も再審事由も法律で制限されているものの、実際には上告も再審も多く認められ、かつ、法律問題と事実認定の区別も曖昧なように思われる。

¹¹ 前記判決ウェブサイト（注 3）における知財判決の登録件数は、2022 年 12 月 31 日現在で、商標 964 件、意匠 125 件、著作権 222 件、特許 97 件である。

¹² 日本の商標登録無効請求に対応するものであるが、日本とは異なり当初から商事裁判所に対して提訴することとされている（商標法 76 条 3 項）。

(1) 日本の判決

日本の判決14件は、別紙2「日本の判決一覧」記載のとおりであり、いずれも知的財産高等裁判所の判決である¹³。

インドネシアで最も問題となる商標の類否が争点になった判決を中心に選定しているが、商標の周知性や「不正の目的」による使用の有無（日本国商標法4条1項19号）について判断した判決も含まれている。インドネシアの裁判官の参考に供するため、専ら欧文字ないし図形からなる商標を選定し、結合商標も含めて外観類似や称呼類似の判断手法を学ぶことができるようにしている。商標の類否について、原判断と結論を異にした判決も含まれており、限界事例における判断の分岐点も参考になると思われる。

(2) インドネシアの判決

インドネシアの判決10件は、別紙3「インドネシアの判決一覧」記載のとおりであり、判決1から3及び5から9は最高裁の再審判決、判決4は最高裁の上告審判決、判決10は中央ジャカルタ地裁商事裁判所の第一審判決で、それぞれ確定している。

判決1から7は、いずれも商標登録取消訴訟であり、被告商標（対象商標）と原告商標（引用商標）の類似性、原告商標の周知性、被告の悪意が認められ、被告商標の登録が取り消されている。

判決8から10は、いずれも商標審判委員会の審判請求拒絶審決に対する異議訴訟であるが、判決8では、原告商標（出願商標）と引用商標の類似性、引用商標の周知性、原告の悪意が認められ、商標審判委員会の審決が維持されたのに対し、判決10では、原告商標（出願商標）と引用商標の類似性、原告の悪意が否定され、商標審判委員会の審決が取り消されるとともに原告商標の登録が命じられている。判決9では、原告が、法務人権省知的財産総局に対して原告商標の登録出願をしたところ拒絶査定を受け、法定の審判請求期間内に商標審判委員会に対する審判請求をせず、同委員会の正式な審決が存在しない状態で商事裁判所に提訴したところ、同裁判所は、旧商標法の定める訴訟要件を具備しないとして、これを却下している。法務人権省知的財産総局による拒絶査定に関する紛争は、通常の行政事件のように行政裁判所に提訴することはできず、あくまで商標審判委員会に対する審判請求及びその拒絶審決に対する商事裁判所への提訴という手続を経なければならないことになる。

4 今後の活動予定等

現プロジェクトでは、判決集第1集について、判決集第2集と同様に日本の判決を先に掲載するなどの編集を加えた上で、第2版として200冊を発行することとした。

判決集は、すでに最高裁長官、副長官その他の最高裁判事、司法研修所、全国5か所

¹³ 判決は、いずれも日本国の裁判所ウェブサイト（https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search7）や知財高裁ウェブサイト（https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search）から検索可能である。

の地裁に設置された商事裁判所、インドネシア各地への知財研修である「ショートコース」で訪問した高裁・地裁等に配布してきたが、これまでは紙媒体の書籍しか存在しなかったことから、その普及の範囲には限界があった。しかし、今般、最高裁側と協議し、判決集のPDFないし電子書籍をウェブサイト上で提供することとした。まずはJICA本部のウェブサイト¹⁴に掲載したが、今後はインドネシア側のウェブサイトにも掲載していくことを検討している。

現在は、商標事件の事件類型ごとの要件、手続、主文例及び参考判決等をまとめたガイドブックの作成作業を続けており、これについてはインドネシア語版だけでなく日本語版も作成したいと考えている。その後も、順次、著作権や特許に関する判決集及びガイドブックを作成していくことを目指している。

当プロジェクトの執務参考資料については、ただ作成するだけでなく、いかに普及させて、これを利用してもらうかが重要であり、ウェブサイトでの公開が実現したことも踏まえ、さらに裁判官その他の法律家、日系企業ないし大学等に周知・普及していく活動も併せて実施していきたいと考えている。



判決集第1集（第2版）（知財全般）



判決集第2集（商標）

¹⁴ <https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/indonesia/index.html> を参照。

知財事件の新受件数

商事裁判所（第一審）						
	中央ジャカルタ	スラバヤ	スマラン	メダン	マカッサル	全国
2018	66	29	7	3	0	105
2019	83	11	9	5	0	108
2020	72	9	6	2	3	92
2021	87	10	10	2	0	109
2022	122	10	4	7	3	146
合計	430	69	36	19	6	560

最高裁							
	上告	再審	合計	知財種別		訴訟種別	
2018	44	22	66	商標	35		
				意匠	10		
				著作権	16		
				特許	5		
2019	54	15	69	商標	37		
				意匠	8		
				著作権	20		
				特許	4		
2020	50	14	64	商標	41	侵害	3
						審判異議	1
						取消	36
						抹消	1
				意匠	6	侵害	1
						取消	5
				著作権	14	侵害	11
						取消	2
特許	3	不明	1				
		審判異議	1				
2021	57	10	67	商標	47	侵害	4
						審判異議	2
						取消	36
						抹消	5
意匠	5	取消	5				
		侵害	8				
著作権	12	取消	4				
		侵害	2				
特許	3	抹消	1				
		侵害	1				
2022	53	16	69	商標	51	侵害	5
						審判異議	5
						取消	39
						抹消	2
				意匠	3	取消	2
						不明	1
				著作権	11	侵害	7
						取消	4
特許	4	侵害	3				
		抹消	1				
合計	258	77	335				

日本の判決一覧

番号	判決日	本件商標	引用商標	指定商品(本件商標)	裁判種類	結論	審決取消	備考
1	知財高判 H30.3.29			プラスチック製の化粧品用容器、その他の木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器	拒絶査定	類似		11号 商品類否も判断
2	知財高判 H20.2.21			自動車等	無効	非類似		11号非該当
3	知財高判 H25.1.31		BEAMS	建築物の設計等	無効	類似	○	11号
4	知財高判 H30.6.12		GODZILLA	鉱山機械器具、土木機械器具、荷役機械器具、農業用機械器具、廃棄物圧縮装置、廃棄物破砕装置	無効	類似	○	15号
5	知財高判 H20.10.29	STELLA	STILA	化粧品、せっけん等	拒絶査定	類似		11号
6	知財高判 H26.2.27		STELLA STELLA McCARTNEY	化粧品等	無効	非類似		11号、15号非該当
7	知財高判 H30.8.29	VANSNEAKER	VANS	履物	異議	類似		11号
8	知財高判 H25.12.18		RAFFINE	化粧品等	無効	類似	○	11号
9	知財高判 H30.9.10	UNITED TOKYO	UNITED UNITED ユナイテッド	被服等	無効	非類似		11号非該当
10	知財高判 H21.10.13		AGATHA	身飾品等	侵害	類似	○	原告が、被告の各標章(左)が、原告商標AGATHA(右)と類似するとして、侵害訴訟を提起。
11	知財高判 H29.12.25			洗浄用ガソリン添加剤等	無効	類似	○	15号
12	知財高判 H24.11.15			履物、運動靴	無効	類似	○	15号
13	知財高判 H24.2.15	BLACK		たばこ マッチ	拒絶査定	類似		11号 指定商品「たばこ」の関係では非類似 指定商品「マッチ」の関係では類似
14	知財高判 H30.7.25			ランプ	無効	類似		19号

日本国商標法4条1項11号は、先願の登録商標(引用商標)と類似する商標(本件商標)であって、引用商標に係る指定商品・指定役務と同一・類似の商品・役務について使用するものを無効とする規定

同項15号は、他人の業務に係る商品・役務と混同を生ずるおそれがある商標(本件商標)を無効とする規定

同項19号は、日本又は外国における周知商標(引用商標)と同一・類似する商標(本件商標)であって、不正の目的で使用するものを無効とする規定

インドネシアの判決一覧

番号	判決日	事件番号	被告商標	原告商標	原告商標のインドネシアでの商標登録	裁判種類	結論		
							類似	周知	悪意
1	2018/12/19	246 PK/Pdt.Sus-HKI/2018				商標登録取消訴訟	○	○	○
2	2019/10/23	90 PK/Pdt.Sus-HKI/2019				登録商標取消訴訟	○	○	○
3	2018/2/6	7 PK/Pdt.Sus-HKI/2018			○	登録商標取消訴訟	○	○	○
4	2018/5/15	438 K/Pdt.Sus-HKI/2018			○	登録商標取消訴訟	○	○	○
5	2018/11/13	217 PK/Pdt.Sus-HKI/2018			○	登録商標取消訴訟	○	○	○
6	2018/3/28	32 PK/Pdt.Sus-HKI/2018			○	登録商標取消訴訟 (商品/役務が別種)	○	○	○
7	2017/8/28	119 PK/Pdt.Sus-HKI/2017			○	登録商標取消訴訟	○	○	○
8	2017/1/11	126 PK/Pdt.Sus-HKI/2016			○	商標審判委員会審決に対する異議訴訟	○	○	○
9	2016/1/6	Nomor 115 PK/Pdt.Sus-HKI/2015	 Hong Tashan	 Hong Tashan	○	商標審判委員会審決に対する異議訴訟	原告は、商標審判委員会への審判請求を商標登録拒絶査定から3か月以内にしておらず、商事裁判所への出訴も、商標審判委員会審決を根拠としていないとして、訴えを却下。		
10	2018/5/2	71/Pdt.Sus-Merk /2017/PN.Niaga Jkt.Pst.			○	商標審判委員会審決に対する異議訴訟	×		×